

株 主 各 位

東京都墨田区両国二丁目10番14号

株式会社ルネサンス

代表取締役社長執行役員 吉田 正昭

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月20日（水曜日）17時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成24年6月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区両国二丁目10番14号 両国シティコア
当社 3階会議室
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第30期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。その際、会場受付にご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明できる書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.s-renaissance.co.jp>) に掲載させていただきます。

【添付書類】

事業報告

（ 自 平成23年4月1日 ）
（ 至 平成24年3月31日 ）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により社会活動及び経済活動の停滞、消費マインドの低迷、電力使用の制限等の問題がありましたが、復旧復興が進むにつれ緩やかに持ち直しました。しかしながら、原油価格高騰や回復していない雇用情勢などにより、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社においては、年間を通して最大の会員獲得時期にあたる春のキャンペーン展開時の被災となったため、当事業年度の業績へ大きな影響を与えると懸念していました。しかし、国民一人ひとりの健康意識の高まりなどもあり、当事業年度における既存クラブ（新規出店や閉店等を除く、同一条件での比較が可能なクラブ）の新規入会者は、前事業年度に比べ8.5%増となりました。また、既存会員の退会を抑止する施策に注力したことで退会率が前事業年度に比べ改善傾向となり、3月末日における既存クラブの在籍会員数は、前事業年度に比べ2.7%増となりました。全クラブ合計においては、震災により休業や閉店したクラブの影響が含まれるものの、既存クラブの在籍会員数増加や新規出店クラブの効果により、在籍

会員数は前事業年度を上回る1.4%増となりました。

新規入会者の増加は東北及び関東地方を中心に見られますが、とりわけ東北地方において顕著にあらわれており、改めて本事業の社会的使命の重さを実感しております。

当事業年度における新規出店につきましては、6月に青砥（東京都葛飾区）を出店したほか、11月にはパーソナル専門型店舗「プラナガーデン 自由が丘」（東京都世田谷区）を新業態施設として出店いたしました。

京都桂（京都市西京区）及び姫路（兵庫県姫路市）においては、4月末日をもって賃貸借契約が満了となり直営での営業を終了しましたが、スポーツクラブ経営における新たな契約形態への取り組みと位置づけ、5月より業務受託形式にて営業を継続いたしました。なお、京都桂については平成24年3月末日にて業務受託契約を終了しております。

震災の影響により休業していた幕張（千葉市花見川区）は、7月より一時閉店して全面的な建て替えを行い、平成25年春にオープンいたします。当クラブは、最新機能を十分に盛り込み、当社が蓄積してきたノウハウを結集することで、地域最大規模の総合スポーツクラブとして生まれ変わります。

これらの出退店等の結果、当事業年度末のクラブ数は、直営95クラブ、業務受託8クラブの計103クラブ（震災の影響により休業中の原町及び3月末日に業務受託契約が終了した京都桂を含む）となりました。

既存クラブの競争力を高めるための改装及び設備更新につきましては、5月に広島（広島市南区）、7月に稲毛（千葉市稲毛区）、1月に札幌平岸（札幌市豊平区）、函館（北海道函館市）、仙台長町南（仙台市太白区）、東久留米（東京都東久留米市）、3月に亀戸（東京都江東区）の7クラブにおいて実施いたしました。

そのほか、多様化する顧客ニーズ及び地域特性に応じた個店マーケティングを実践し、クラブごとのオペレーションに創意工夫を凝らしたことにより、クラブ運営の効率化や在籍会員数の増加等の成果につながりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は368億88百万円となり、前事業年度に比べ0.4%減となりましたが、震災の影響により一定期間の休業等を余儀なくされた8クラブを除くと、前事業年度に比べ1.5%増となっております。利益面につきましては、収益基盤の強化が喫緊の課題であるという認識のもと、営業活動の効率化及びオペレーションの工夫等、経費を効率的に使用したことにより、営業利益は14億7百万円（前事業年度比22.3%増）、経常利益は14億37百万円（同37.0%増）となりました。

また、特別損失として3億71百万円（減損損失1億31百万円、震災の影響による幕張の建て替え等に伴う固定資産除却損1億17百万円及び災害による損失74百万円等）、特別利益として2億7百万円（退職給付制度の移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」を適用したことによる退職給付制度終了益）を計上したこと等により、当期純利益は6

億19百万円（同114.8%増）となりました。

なお、前事業年度におきましては、資産除去債務に関する会計基準が適用されたため、過年度分の一括処理費用として2億18百万円を特別損失として計上しております。

当事業年度においては、今後ますます多様化する消費者ニーズに対応するため、専門性の高い企業と協業し、新規領域となる事業やプログラムに積極的に取り組んだほか、自社主催イベントを開催いたしました。主なトピックスは以下の通りです。

- ・女性専用パーソナル専門施設「プラナガーデン 自由が丘」をオープン

従来のスポーツクラブを補完する新たな業態として、「プラナガーデン」の展開を開始いたしました。「プラナガーデン」は、ターゲットを女性に絞り込み、専門スタッフによるお客様一人ひとりに合わせたマンツーマン指導を行うのが大きな特徴です。

- ・体感型電子ゲーム「e スポーツグラウンド」をスポーツクラブ内に導入

「e スポーツグラウンド」は、床に投影された映像の中にプレイヤーが入り込み、全身を使ってエアホッケーやサッカーなどを楽しむことができる体感型電子ゲームです。ゲーム感覚でどなたでも楽しく全身運動ができる画期的なサービスとして多くのメディアで紹介されております。

・脳の様々な機能を活性化させる「シナプソロジー」を開発

「シナプソロジー」は、五感を通じて様々な刺激（スパイス）を与え続けることで、脳内のシナプスを活性化させ、脳の機能を高めるメソッドです。筑波大学大学院の田中喜代次教授のもとで実施した効果検証において、注意力が高まり、判断が速くなるなどの脳機能の改善とともに、爽快感が向上し、疲労感や抑うつ感が低下するなど、心理面における効果も立証されております。

・「ルネサンス 3時間リレーマラソン&親子ペアマラソン」を開催

当社は、ランニング大会など様々な企画を通じて会員の健康づくりをサポートする「ランナー2万人計画」を進めてまいりました。その一環として、当イベントをよみうりランド（東京都稲城市）にて開催した結果、全国各地から1,300名以上の参加者が集まり、大好評を博したイベントとなりました。

・「第14回 ルネサンス マスターズスイムフェスティバル」を開催

当イベントは、東京辰巳国際水泳場（東京都江東区）にてクラブ対抗戦として開催し、会員同士の交流が大いに深まる大会となりました。当社が目標としている「エンジョイスイミング」を通じて生涯水泳の実現をサポートできていると考えております。

当社の報告セグメントは「スポーツクラブ運営事業」のみであるため、セグメントごとの業績については記載していません。以下では、より詳細な区分に分類し開示を行っております。

部門別売上高の状況

(単位：千円)

部門	売上高	前事業年度比 増減額	前事業年度比 増減
フィットネスクラブ	20,519,578	57,016	0.3%
スイミングスクール	5,997,172	△80,550	△1.3%
テニススクール	3,277,452	△195,992	△5.6%
その他	7,094,497	59,381	0.8%
合計	36,888,699	△160,145	△0.4%

部門別会員数の状況

(単位：名)

部門	会員数	前事業年度比 増減数	前事業年度比 増減
フィットネス部門計	228,542	7,068	3.2%
スイミングスクール	80,742	△117	△0.1%
テニススクール	32,700	△1,554	△4.5%
その他スクール	15,566	△407	△2.5%
スクール部門計	129,008	△2,078	△1.6%
合計	357,550	4,990	1.4%

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は、30億87百万円となりました。その内訳は新規出店1クラブの開設投資及び既存クラブの改修投資などによるものです。なお、設備投資の中には新規クラブ開設に伴い賃貸人に差し入れた敷金及び保証金5億27百万円が含まれます。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の新規クラブ開設及び既存クラブ改修に伴う投資資金については、自己資金並びに金融機関からの借入金にて充当しました。

また、機動的かつ安定的な資金調達を目的として、前事業年度に引き続き総額18億円のシンジケートローン方式によるコミットメントラインを同一条件で1年間契約更新しました。なお、当事業年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	平成20年度 第27期	平成21年度 第28期	平成22年度 第29期	平成23年度 第30期 (当事業年度)
売上高 (千円)	35,562,412	36,419,686	37,048,845	36,888,699
経常利益 (千円)	728,586	754,394	1,049,612	1,437,578
当期純利益 (千円)	181,782	142,627	288,229	619,220
1株当たり 当期純利益 (円)	8.70	6.67	13.48	28.96
総資産 (千円)	24,516,558	25,101,162	24,777,682	24,757,865
純資産 (千円)	8,489,887	8,547,207	8,771,143	9,305,565

(注) 平成20年8月1日付で、株式会社リーヴ・スポーツとの合併対価として、普通株式1,419,000株を発行しております。

(6) 対処すべき課題

当業界におきましては、引き続き競争の激化や消費者の節約志向の高まり等による会費単価の低下など、厳しい事業環境が予想されます。

このような状況の中、既存クラブの収益基盤を強化すること及び関連する健康づくりを積極的に推進していくことが、当社の課題であると認識しております。

スポーツクラブ事業においては、多様化する顧客ニーズ及び地域特性に応じた個店マーケティングを実践いたします。クラブごとに創意工夫を凝らし、よりご満足いただけるサービスを提供していくことで、会員の定着を図ってまいります。

健康関連業界は、今後ますます市場の拡大が予想されます。当社のクラブ周辺の自治体や健康保険組合などでの健康づくりを全社的に取り組むほか、当社初となるリハビリ特化型デイサービス（通所介護）店舗を出店いたします。

また、新業態施設においては、ターゲットを絞り込み、スポーツクラブ事業を補完しつつ、低投資で短期回収が可能な事業モデルの創出を目指してまいります。

（7）主要な事業内容

フィットネスクラブ、スイミングスクール、テニスクール、ゴルフスクール等のスポーツクラブ事業及びその関連事業を主としております。

（8）主要な事業所

- | | |
|----------|---|
| ① 本社 | 東京都墨田区両国二丁目10番14号 |
| ② クラブ施設 | 直営 95クラブ
業務受託 8クラブ |
| ③ その他の施設 | ボディ キュット(BQ) 11店舗
ドゥミ ルネサンス(Demi) 4店舗
プラナガーデン 1店舗 |

施設一覧

都道府県	直営クラブ	業務受託	その他の施設
北海道	札幌平岸・函館・アリア札幌	リーウ [®] テニスクラブ [®] 札幌	
宮城県	仙台泉中央・仙台長町南・仙台南光台		
山形県	山形		
福島県	いわき・原町・郡山	ニッポ [®] ホ [®] ースホ [®] ーツ ルネッサンス福島	BQいわき
茨城県	水戸・竜ヶ崎		BQ水戸
埼玉県	蕨・吉川・浦和・新所沢・ふじみ野・北戸田・北朝霞・春日部		
千葉県	稲毛・土気あすみが丘・銚子・野田・佐倉・八日市場・鷹之台・浦安・新浦安		BQ稲毛・BQ野田
東京都	両国・千歳船橋・三軒茶屋・早稲田・赤羽・練馬高野台・光が丘・石神井公園・仙川・東伏見・亀戸・国立・西国分寺・富士見台・曳舟・東久留米・ひばりヶ丘・経堂・北砂・青砥(※)	リハ [®] ーションティ21 [®] 新丸ビルジム	Demi目黒・Demi渋谷・BQ千歳船橋・BQ両国・BQ練馬高野台・Demi五反田・Demi新橋・プ [®] ラナガ [®] ーション自由が丘(※)
神奈川県	横浜・天王町・港南台・淵野辺・鶴間・港南中央・横浜ラント [®] マーク・相模大野・橋本・大和	海老名・リーウ [®] 新百合ヶ丘フッ トサルクラブ [®]	BQ港南中央・BQ鶴間・BQ天王町
新潟県	長岡		
長野県	松本		
岐阜県	岐阜LCワルト [®]		
静岡県	ト [®] ア沼津・静岡		
愛知県	名古屋熱田・甚目寺・名古屋小幡		
京都府	京都山科	京都桂	
奈良県	登美ヶ丘		
大阪府	住之江・千里中央・アルザ [®] 泉大津・住道・豊中		BQ千里中央
兵庫県	神戸・尼崎	姫路	
岡山県	玉島		
広島県	広島・広島緑井・東広島・福山春日・福山多治米		
山口県	徳山		
福岡県	小倉・福岡香椎・福岡大橋・福岡西新・春日・イオンモール福岡		
長崎県	佐世保・長崎ココウォーク		
熊本県	熊本・熊本南		
大分県	大分		
宮崎県	宮崎		

- (注1) (※) 印があるものは、当事業年度の新規クラブ及び店舗であります。
- (注2) 平成24年3月末日をもって、京都桂の業務受託契約は終了しております。
- (注3) 平成23年10月より、イオンモール福岡ルクルはイオンモール福岡へ名称変更しております。
- (注4) 平成24年1月より、リオワールド岐阜は岐阜LCワールドへ名称変更しております。

(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
629名	9名減	35.9才	9.8年

(注) 従業員数の中には、有期社員379名、アルバイト2,098名(月間160時間換算)が含まれておりません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,940,000千円
株式会社三井住友銀行	1,750,000千円

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 52,400,000 株

(2) 発行済株式の総数 21,378,776 株 (自己株式224株を除く)

(3) 株主数 18,101 名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
D I C株式会社	10,200,000	47.71
三菱地所株式会社	1,419,000	6.63
ルネサンス従業員持株会	707,500	3.30
斎藤 敏一	600,000	2.80
小見山 将治	240,000	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	149,900	0.70
斎藤株式会社	100,000	0.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	94,200	0.44
貞松 典宏	88,000	0.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	79,300	0.37

(注) 持株比率は、自己株式 (224株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
斎藤 敏一	代表取締役会長	—————
吉田 正昭	代表取締役社長執行役員	—————
堀田 利子	取締役専務執行役員 管理部門管掌 兼総務人事本部長 兼CSR推進担当	—————
岡本 利治	取締役常務執行役員 営業本部長	—————
高崎 尚樹	取締役常務執行役員 ヘルスケア事業本部長	—————
田中 俊和	取締役執行役員 最高財務責任者 兼財務本部長	—————
下村 満子	取締役	—————
杉江 和男	取締役	D I C株式会社 代表取締役社長執行役員
唐木 康正	取締役特別顧問	—————
廣岡 和繁	常勤監査役	—————
中川 克夫	常勤監査役	—————
虎山 邦子	監査役	—————
星野 敏雄	監査役	住友信託銀行株式会社 監査役 三井住友トラスト・ホー ルディングス株式会社 監査役

- (注1) 取締役田中俊和氏は、平成23年6月23日開催の第29回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
- (注2) 監査役中川克夫氏及び星野敏雄氏は、平成23年6月23日開催の第29回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
- (注3) 取締役のうち下村満子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、同氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しております。
- (注4) 監査役虎山邦子氏及び星野敏雄氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
- (注5) 常勤監査役廣岡和繁氏は、当社において管理部門管掌役員を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注6) 常勤監査役中川克夫氏は、当社において経理財務部門担当役員及び最高財務責任者を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注7) 唐木康正氏は、平成23年5月末日に取締役を辞任いたしました。なお、当該取締役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。

(ご参考) 平成24年4月1日をもって、以下の取締役の地位及び担当等の異動がありました。

氏名	新	旧
岡本 利治	取締役常務執行役員 スポーツクラブ事業本部長 兼事業サポート本部長	取締役常務執行役員 営業本部長
田中 俊和	取締役常務執行役員 最高財務責任者 兼財務本部長	取締役執行役員 最高財務責任者 兼財務本部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取締役	10名	158,416千円
監査役	6名	42,900千円
合計	16名	201,316千円

(注1) 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額 27,416千円が含まれております。

(注2) 取締役及び監査役の人数には、平成23年6月23日開催の第29回定時株主総会の終結の時をもって退任した3名並びに平成23年5月末日をもって辞任した1名が含まれております。

(注3) 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第24回定時株主総会において、年額3億5千万円以内と決議いただいております。

(注4) 監査役の報酬限度額は、平成17年6月24日開催の第23回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席の状況	主な活動状況
社外取締役	下村 満子	(取締役会) 17回中15回出席	主に当社の経営計画、組織編制、営業施策案件等についての発言を行っております。
社外監査役	虎山 邦子	(取締役会) 17回中16回出席 (監査役会) 13回中すべて出席	主にコンプライアンス、リスク管理状況等についての発言を行っております。
社外監査役	星野 敏雄	(取締役会) 14回中12回出席 (監査役会) 10回中すべて出席	主に営業施策案件、経営計画、財務状況、リスク管理状況等についての発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員と、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに同法425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑤ 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	4名	13,500千円

(注) 取締役及び監査役の人数には、平成23年6月23日開催の第29回定時株主総会の終結の時をもって退任した1名が含まれております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当する場合、又は会計監査人の適格性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、会計監査人の解任又は不再任に必要な手続きを行います。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

① 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念、経営方針に基づく企業風土を確立するため「コンプライアンス行動基準」を定め、計画的に開催する階層別研修、役職研修等により、取締役、執行役員及び使用人への継続的な教育活動を実施する。

内部統制委員会の指揮の下、各部門担当取締役が自ら、部門内における内部統制の仕組みを構築し、実効性のある統制活動を行う。コンプライアンス上の問題が発見された場合は、内部統制委員会において迅速かつ的確な対策を講じ、関係部署に対し監督及び対応の指示を行う。

業務執行ライン管理者層は、日常業務と連動して行われる統制活動を監督し及びその有効性を確認する。

代表取締役社長執行役員直轄の内部統制監査室は、内部統制委員会及び監査役と綿密な連携の下、「内部監査規程」及び年間計画に従い、内部監査を実施する。内部統制監査室は、内部監査の結果を代表取締役社長執行役員、関係役員及び内部統制委員会に報告すると共に、被監査部門に対して改善事項の指摘及び指導を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長執行役員より任命された情報管理責任者は、「文書管理規程」に従い、取締役、執行役員の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、厳重に管理保存する。取締役、監査役、執行役員、その他それらに指名された使用人は、必要に応じて会社情報を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制委員会が中心となり、企業活動における様々なリスクの認識と予防活動を推進する。各業務執行ラインにおいては、計画－行動－評価－改善のサイクルに基づき自発的にリスクの

認識と予防活動を実施する。

また、重大な危機が発生した場合には、代表取締役社長執行役員を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーと協議の上、迅速かつ適切な対応を行う。

リスクの認識と予防活動をより効率的に推進するため、通常の業務報告ルートに加えて、相談窓口及び通報窓口を設け、社内の情報伝達を円滑にする。また、通報者保護のため、「公益通報者保護規程」及び「就業規則」により、通報者の匿名性の確保、人権の保障等の十分な措置を講じる。

④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営方針及び経営戦略にかかわる重要事項については取締役会で審議決定する。また、執行役員で構成する執行会議を開催し、業務執行に係る重要な事項を審議し決定することにより、迅速な業務執行を図る。これらの実効性を確保するために取締役会又は執行会議に諮るべき付議基準を必要に応じて見直す。

また、社内規程、マニュアル及びその他の社内基準書は、必要に応じて改定する。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社及びその子会社からなる企業集団（以下「グループ」という）に属する企業と当社との間においては、グループ主要会社のコンプライアンス担当部署と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題を把握する。

また、監査役はグループにおける業務の適正を確保するため、グループ主要会社の監査役とコンプライアンスについて情報交換を行う。

⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役がその職務を補助すべき者を置くことを求めた場合は、その選任について、監査役会の意見を尊重する。また、監査役を補助すべき者の人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査役会の同意を得た上で実施する。

⑦ 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告すべき事項について、取締役、執行役員及び使用人は、監査役に随時、また、重要な事項については、直ちに報告する。監査役は、いつでも必要に応じて、取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

監査役会は、内部統制監査室に対し必要に応じた内部監査を実施することを要望することができるものとし、その方法につ

いては内部統制監査室と協議の上定める。この場合、内部統制監査室は監査結果を監査役会に報告する。

⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

取締役、執行役員及び使用人は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従うと共に、「全社的な内部統制に係るルネサンス指針-財務報告に係る内部統制-」に基づき、システムの整備及び構築を行う。また、その有効性の継続的な評価、必要な是正を行う。

⑩ 反社会的勢力を排除するための体制

取締役、執行役員及び使用人は、反社会的団体及び反社会的要求に対しては、妥協を許さず、法的手段等を含め、断固とした姿勢で臨むことを基本的な考えとする。また、万一の事案が発生した場合、総務部を統括部署として、警察当局、弁護士等と連携をし、組織的な対応を行う。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付けております。当社は、将来における安定的な企業成長と事業環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、当事業年度につきましては、平成24年5月9日に公表しましたとおり、期末配当として1株当たり7.0円を実施いたします。

7. 株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(注1) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(注2) 本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,539,527	流動負債	7,386,127
現金及び預金	786,261	支払手形	178,329
売掛金	748,697	短期借入金	110,983
商品	368,898	1年内返済予定の長期借入金	600,000
貯蔵品	119,457	未払消費税等	2,233,000
前払費用	824,364	未払法人税等	101,198
繰延税金資産	346,572	未払消費税等	1,052,166
その他	357,200	前受り金	800,335
貸倒引当金	△ 11,924	前受り引当金	494,290
		賞与引当金	73,797
		賞与引当金	514,331
固定資産	21,218,338	賞与引当金	164,836
(有形固定資産)	10,330,997	賞与引当金	67,777
建物	5,163,639	賞与引当金	516,510
構築物	278,074	賞与引当金	27,416
機械及び装置	415,877	賞与引当金	5,627
車両運搬具	252	賞与引当金	270,088
工具、器具及び備品	526,396	賞与引当金	158,976
土地	1,419,755	賞与引当金	16,464
リース資産	2,503,753	固定負債	8,066,172
建設仮勘定	23,248	長期借入金	4,100,000
(無形固定資産)	641,273	長期未払金	2,465,585
のれん	237,428	長期前受り金	237,122
借地権	203,210	長期前受り引当金	34,005
商標	3,349	長期前受り引当金	355,042
ソフトウェア	136,644	長期前受り引当金	532,020
その他	60,640	長期前受り引当金	336,172
(投資その他の資産)	10,246,067	長期前受り引当金	6,223
投資有価証券	3,854	負債合計	15,452,300
長期貸付金	1,488,415	純資産の部	
敷金及び保証金	7,829,833	株主資本	9,304,509
店舗賃借仮勘定	235,788	(資本剰余金)	2,210,380
長期前払費用	327,422	(資本剰余金)	2,756,974
繰延税金資産	337,173	資本準備金	2,146,804
その他	23,580	その他資本剰余金	610,170
		(利益剰余金)	4,337,260
		利益準備金	69,375
		その他利益剰余金	4,267,885
		繰越利益剰余金	4,267,885
		(自己株式)	△ 104
		評価・換算差額等	1,055
		(その他有価証券評価差額金)	1,055
資産合計	24,757,865	純資産合計	9,305,565
		負債・純資産合計	24,757,865

損 益 計 算 書

(自 平成23年 4月 1日)
(至 平成24年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
フィットネス売上高	34,497,059	
商品売上高	1,680,285	
その他の営業収入	711,354	36,888,699
売上原価		33,877,303
売上総利益		3,011,396
販売費及び一般管理費		1,603,536
営業利益		1,407,859
営業外収益		
受取利息及び配当金	35,578	
受取手数料	87,419	
受取補償金	99,832	
その他の	25,353	248,183
営業外費用		
支払利息	189,311	
その他	29,153	218,465
経常利益		1,437,578
特別利益		
退職給付制度終了益	207,861	207,861
特別損失		
固定資産売却損	8,909	
固定資産除却損	117,372	
減損損失	131,094	
災害による損失	74,161	
店舗閉鎖損失	8,190	
その他の	31,976	371,704
税引前当期純利益		1,273,734
法人税、住民税及び事業税	496,552	
法人税等調整額	157,961	654,513
当期純利益		619,220

株主資本等変動計算書

(自 平成23年 4月 1日)
(至 平成24年 3月 31日)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
平成23年 4月 1日 残高	2,210,380	2,146,804	610,170	2,756,974	69,375	3,734,180	3,803,555
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△85,515	△85,515
当期純利益	—	—	—	—	—	619,220	619,220
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	533,705	533,705
平成24年 3月 31日 残高	2,210,380	2,146,804	610,170	2,756,974	69,375	4,267,885	4,337,260

(単位：千円)

項目	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成23年 4月 1日 残高	△ 79	8,770,829	313	8,771,143
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	△ 85,515	—	△ 85,515
当期純利益	—	619,220	—	619,220
自己株式の取得	△ 25	△ 25	—	△ 25
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	—	—	742	742
事業年度中の変動額合計	△ 25	533,680	742	534,422
平成24年 3月 31日 残高	△ 104	9,304,509	1,055	9,305,565

注記事項

I. 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品 …… 原則として売価還元法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げる方法)

② 貯蔵品 …… 個別原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く） …… 定額法を採用しております。

その他の有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 …… 2～47年

構築物 …… 2～45年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末に有する金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額を発生年度から損益処理しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

（追加情報）

当社は、従来、適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しておりましたが、平成23年10月1日付で適格退職年金制度を廃止し、確定拠出年金制度または前払退職金制度の選択制並びに退職一時金制度へ移行いたしました。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）に基づき、退職給付制度の一部終了に準ずる処理を行っております。

これにより「退職給付制度終了益207,861千円」を特別利益に計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

Ⅲ. 貸借対照表関係

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,193,208千円

Ⅳ. 損益計算書関係

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

3,360千円

2. 営業外収益に計上した「受取補償金」の内容

震災以降休業しているクラブにおける逸失利益等に対する東京電力㈱からの補償金であります。

3. 特別損失に計上した「災害による損失」の内容

原状回復費用等

19,570千円

営業休止期間中の固定費

37,965千円

その他

16,626千円

計

74,161千円

4. 減損損失

当社は、当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループ

用途	種類	場所	クラブ等の数
スポーツクラブ設備	建物、機械及び装置他	兵庫県	2
スポーツクラブ設備	建物、機械及び装置他	神奈川県	1
スポーツクラブ設備	建物、構築物他	福岡県	1

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであるクラブ及び閉鎖の意思決定を行ったクラブの設備の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物	99,275千円
構築物	4,267千円
機械及び装置	17,136千円
工具、器具及び備品	6,504千円
ソフトウェア	358千円
リース資産	3,551千円
計	131,094千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、クラブを基礎としてグルーピングしております。また賃貸用不動産については、個別の物件ごとにグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

クラブの設備については、今後の営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなると見込まれ、かつ、減損対象資産の正味売却価額はないため、回収可能価額は零として評価しております。

V. 株主資本等変動計算書関係

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	21,379,000株	—	—	21,379,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	148株	76株	—	224株

(注)普通株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年 5月24日 取締役会	普通株式	85,515千円	4.0円	平成23年 3月31日	平成23年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年 5月22日 取締役会	普通株式	149,651千円	7.0円	平成24年 3月31日	平成24年 6月22日

VI. 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)	
繰延税金資産	
賞与引当金	196,274千円
前受金	7,946千円
未払事業税	45,398千円
未払事業所税	55,777千円
貸倒引当金	4,531千円
その他	36,646千円
繰延税金資産合計	<u>346,572千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>346,572千円</u>
(固定の部)	
繰延税金資産	
減価償却費限度超過額	116,082千円
退職給付引当金	126,844千円
のれん	35,169千円
建設協力金	50,791千円
資産除去債務	189,400千円
長期未払金	28,124千円
その他	12,159千円
繰延税金資産小計	<u>558,569千円</u>
評価性引当額	<u>△ 40,283千円</u>
繰延税金資産合計	<u>518,286千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	584千円
建設協力金	82,302千円
建物	95,872千円
その他	2,355千円
繰延税金負債合計	<u>181,113千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>337,173千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5%
住民税均等割	5.3%
評価性引当額の増減	△ 1.2%
税率変更による影響	5.2%
その他	△ 0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>51.4%</u>

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から、回収または支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては、35.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が66,110千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が66,193千円、その他有価証券評価差額金が83千円、それぞれ増加しております。

VII. 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度または前払退職金制度の選択制並びに退職一時金制度を採用しております。

なお、従来、適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しておりましたが、平成23年10月1日付で適格退職年金制度を廃止し、確定拠出年金制度または前払退職金制度の選択制並びに退職一時金制度へ移行いたしました。

2. 退職給付債務に関する事項

1) 退職給付債務	△ 359,143 千円
2) 未積立退職給付債務	△ 359,143 千円
3) 未認識過去勤務債務	△ 49,344 千円
4) 未認識数理計算上の差異	53,446 千円
5) 退職給付引当金	△ 355,042 千円

(注)退職給付制度の移行に伴う影響額は、以下のとおりであります。

退職給付債務の減少額	1,505,872 千円
年金資産の減少額	△ 1,013,122 千円
未認識過去勤務債務	△ 72,214 千円
未認識数理計算上の差異	△ 212,674 千円
退職給付引当金の減少	207,861 千円

なお、確定拠出年金制度への資産移換額は、814,887千円であり、その全額を移換済であります。

3. 退職給付費用に関する事項

1) 勤務費用	117,384千円
2) 利息費用	17,022千円
3) 期待運用収益	△ 20,064千円
4) 未認識過去勤務債務の費用処理額	625千円
5) 未認識数理計算上の差異の費用処理額	25,484千円
6) その他	70,936千円
7) 退職給付費用	211,388千円
8) 退職給付制度の移行に伴う損益	△ 207,861千円
9) 計	3,527千円

(注)1. 「6) その他」は、確定拠出年金への掛金支払額及び前払退職金支払額であります。

2. 「8) 退職給付制度の移行に伴う損益」は、「退職給付制度終了益」として特別利益に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- 1) 退職給付見込額の期間配分方法 ポイント基準
(注)退職給付見込額の期間配分方法については、従来、期間定額基準でありましたが、平成23年10月1日付での退職給付制度移行により、ポイント基準に変更しております。
- 2) 割引率 2.1%
- 3) 期待運用収益率 4.0%
- 4) 数理計算上の差異の処理年数 8年
(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から損益処理する方法)
- 5) 過去勤務債務の額の処理年数 8年
(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生年度から損益処理する方法)

VIII. リース取引関係

貸借対照表に固定資産として計上したリース資産の他、スポーツクラブ設備（建物）、トレーニングマシン、コンピューター、音響機器並びにスクールバス及び営業車の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

当該所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が平成20年3月31日以前であるため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	減損損失累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
建物	9,303,943	2,621,669	—	6,682,274
機械及び装置	33,500	28,537	—	4,962
車両運搬具	66,875	61,890	—	4,985
工具、器具及び備品	580,823	475,662	—	105,161
合 計	9,985,143	3,187,758	—	6,797,384

2. 未経過リース料期末残高相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	449,876千円
1年超	6,889,844千円
合 計	7,339,720千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	1,036,142千円
減価償却費相当額	558,917千円
支払利息相当額	366,908千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

IX. 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金計画に基づき、短期的な運転資金及び長期的な設備資金を自己資金並びに銀行等の金融機関からの借入により調達しております。

売掛金や敷金及び保証金等の債権については、与信管理規程に従い、経理財務部主管で継続的なモニタリングを行い、取引先の財政状況等の悪化による回収リスクの早期把握や軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当事業年度末）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	786,261	786,261	—
(2) 売掛金	748,697		
貸倒引当金（※1）	△ 11,924		
	736,773	736,773	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	3,852	3,852	—
(4) 長期貸付金	1,488,415	1,488,415	—
(5) 敷金及び保証金	7,829,833	4,874,817	△ 2,955,015
(6) 支払手形	(178,329)	(178,329)	—
(7) 買掛金	(110,983)	(110,983)	—
(8) 短期借入金	(600,000)	(600,000)	—
(9) 長期借入金（※2）	(6,333,000)	(6,356,696)	23,696
(10) リース債務	(2,566,783)	(2,738,468)	171,684

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※1）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

これらは建設協力金であり、「金融商品会計に関する実務指針」に基づき割引現在価値で評価しております。

(5) 敷金及び保証金

これらの時価については、償還時期を合理的に見積った期間に応じたリスクフリーレートで、償還予定額を割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 支払手形、(7) 買掛金及び(8) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

これらの時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額2千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

X. 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

スポーツクラブ設備における不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数等を勘案して20年から47年と見積り、その期間に応じた割引率(2.1%から2.3%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	526,856千円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	14,831千円
時の経過による調整額	12,042千円
資産除去債務の履行等による減少額	△16,083千円
期末残高	537,647千円

XI. 賃貸等不動産関係

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記は省略しております。

XII. 関連当事者情報

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	D I C㈱	直接47.71	兼任1名	法人会員	法人会員年会費等	3,360	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 取引条件は、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	D I Cエステート㈱	—	—	建物の賃借	建物の賃借	79,200	前払費用	6,930
							敷金及び保証金	100,000
その他の関係会社の子会社	D I Cライフテック㈱	—	—	商品の仕入	商品の仕入	3,853	買掛金	577

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。
 なお、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. D I Cエステート㈱との取引条件は、近隣相場を参考に決定しております。
 3. D I Cライフテック㈱との取引は、一般取引条件と同様に決定しております。

XIII. 1株当たり情報

1株当たり純資産額	435円27銭
1株当たり当期純利益	28円96銭

XIV. 重要な後発事象

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月7日

株式会社ルネサンス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋口 義行	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	服部 一利	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 彰夫	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ルネサンスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2011年4月1日から2012年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2012年5月11日

株式会社ルネサンス 監査役会

常勤監査役 廣岡和繁 ㊟
常勤監査役 中川克夫 ㊟
監査役 虎山邦子 ㊟
監査役 星野敏 ㊟

(注) 監査役 虎山邦子及び星野敏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

事業内容の拡大及び多様化に伴い、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第2条（現行どおり）
1～9.（条文省略）	1～9.（現行どおり）
10. 介護保険法に基づく、 <u>指定居宅介護支援事業。</u>	10. 介護保険法に基づく <u>居宅サービス事業。</u>
11. 介護保険法に基づく、 <u>下記各居宅サービス事業。</u> <u>（1）訪問介護</u> <u>（2）訪問入浴介護</u> <u>（3）訪問看護</u>	11. 介護保険法に基づく <u>介護予防サービス事業。</u> （削除） （削除） （削除）

現 行 定 款	変 更 案
<u>(4) 通所介護</u>	(削除)
<u>(5) 福祉用具貸与</u>	(削除)
(新設)	12. <u>介護保険法に基づく地域密着型サービス事業。</u>
(新設)	13. <u>介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業。</u>
(新設)	14. <u>介護保険法に基づく居宅介護支援事業。</u>
(新設)	15. <u>介護保険法に基づく施設サービス事業。</u>
(新設)	16. <u>介護保険法に基づく介護予防支援事業。</u>
(新設)	17. <u>介護保険法に基づくその他の事業。</u>
(新設)	18. <u>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	19. <u>障害者自立支援法に基づく 地域生活支援事業。</u>
<u>12～22.</u> (条文省略)	<u>20～30.</u> (現行どおり)
(新設)	31. <u>建築物の設計・工事監理。</u>
(新設)	32. <u>建築・土木工事の施工請 負。</u>
<u>23～32.</u> (条文省略)	<u>33～42.</u> (現行どおり)

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	さいとう としかず 齋藤 敏一 (昭和19年6月18日生)	昭和42年4月 大日本インキ化学工業(株) (現:DIC(株)) 入社 昭和61年6月 当社取締役 平成2年6月 当社常務取締役営業本部長 平成4年6月 当社代表取締役社長 平成16年6月 当社代表取締役社長執行役員 平成20年4月 当社代表取締役会長執行役員 平成23年4月 当社代表取締役会長(現任)	600,000株
2	よしだ まさあき 吉田 正昭 (昭和31年7月13日生)	昭和54年4月 (株)ピープル(現:(株)コナ ミススポーツ&ライフ) 入 社 平成15年1月 同社執行役員専務事業開 発本部長 平成16年10月 当社執行役員営業副本部 長 平成17年6月 当社取締役執行役員営業 副本部長 平成18年4月 当社取締役常務執行役員 営業副本部長 平成19年4月 当社取締役常務執行役員 営業本部長 平成21年6月 当社取締役専務執行役員 営業本部長 平成23年4月 当社代表取締役社長執行 役員(現任)	6,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	ほった としこ 堀田 利子 (昭和29年9月27日生)	昭和50年4月 三井不動産(株)入社 平成14年6月 当社取締役営業サポート 本部長 平成16年6月 当社取締役常務執行役員 営業本部長 平成17年6月 当社取締役専務執行役員 営業部門管掌兼営業本部 長 平成19年4月 当社取締役常務執行役員 営業企画本部長 平成20年3月 当社取締役常務執行役員 社長室・人事・教育担当 平成21年4月 当社取締役常務執行役員 総務人事本部長 平成21年6月 当社取締役専務執行役員 総務人事本部長 平成22年4月 当社取締役専務執行役員 管理部門管掌兼CSR推進 担当 平成23年5月 当社取締役専務執行役員 管理部門管掌兼総務人事 本部長兼CSR推進担当 (現任)	48,000株
4	おかもと としはる 岡本 利治 (昭和32年7月16日生)	昭和55年4月 (株)福岡春日ローンテニス クラブ入社 平成19年4月 当社執行役員営業管理統 括部長 平成20年6月 当社取締役執行役員営業 副本部長兼営業管理部長 平成22年1月 当社取締役執行役員営業 本部副本部長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員 営業本部長 平成24年4月 当社取締役常務執行役員 スポーツクラブ事業本部 長兼事業サポート本部長 (現任)	6,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	<small>たかざき なおき</small> 高崎 尚樹 (昭和35年7月26日生)	昭和60年7月 (株)ダイエーレジヤード入社 平成16年6月 当社執行役員経営企画部長 平成18年1月 当社執行役員ヘルスケア推進部長 平成20年6月 当社取締役執行役員営業副本部長 平成20年10月 当社取締役執行役員ヘルスケア事業本部長兼ヘルスケア企画部長 平成21年7月 当社取締役執行役員ヘルスケア事業本部長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員ヘルスケア事業本部長(現任)	3,600株
6	<small>たなか としかず</small> 田中 俊和 (昭和32年1月7日生)	昭和55年4月 大日本インキ化学工業(株)(現:DIC(株))入社 平成12年6月 同社資材本部資材業務部長 平成17年4月 同社機能製品企画管理部長 平成19年4月 同社CSR推進部長 平成22年4月 当社執行役員財務本部副本部長兼経営企画部長 平成23年4月 当社執行役員最高財務責任者兼財務本部長 平成23年6月 当社取締役執行役員最高財務責任者兼財務本部長 平成24年4月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者兼財務本部長(現任)	3,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
7	<p style="text-align: center;">しもむら みつこ 下村 満子 (昭和13年6月17日生)</p>	<p>昭和40年10月 (株)朝日新聞社入社 昭和55年5月 同社ニューヨーク特派員 昭和62年9月 ハーバード大学ニーマン 特別研究員 平成2年5月 (株)朝日新聞社「朝日ジャーナル」編集長 平成7年5月 健康事業総合財団〔東京顕微鏡院〕理事長 平成10年5月 (財)資生堂社会福祉事業財団評議員（現任） 平成12年4月 福島県男女共生センター女と男の未来館 館長 平成15年2月 医療法人社団「こころとからだの元氣プラザ」理事長 平成15年4月 経済同友会副代表幹事 平成16年6月 当社取締役（現任） 平成17年9月 医療法人財団 花椿会 理事（現任） 東日本高速道路(株)コンプライアンス委員会委員（現任） 平成19年4月 経済同友会幹事 平成19年5月 健康事業総合財団〔東京顕微鏡院〕特別顧問（現任） 平成20年3月 東京北京フォーラム実行委員会副実行委員（現任） 平成23年4月 「下村満子の生き方塾」塾長（現任） 「盛和塾」理事（現任） 平成23年6月 「盛和塾福島」筆頭代表世話人（現任）</p>	16,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
8	<small>すぎ え かず お</small> 杉江 和男 (昭和20年10月5日生)	昭和45年4月 大日本インキ化学工業(株) (現:DIC(株)) 入社 平成13年6月 同社取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成16年6月 同社専務取締役 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成18年6月 大日本インキ化学工業(株) 代表取締役副社長 平成20年4月 DIC(株)代表取締役副社長 執行役員 平成21年4月 同社代表取締役社長執行 役員 平成24年4月 同社取締役会長(現任) [重要な兼職の状況] DIC(株)取締役会長	3,000株

(注1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 下村満子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しております。

(注3) 社外取締役候補者の選任理由について

下村満子氏を社外取締役候補者とした理由は、マスコミ、医療及び経済界と多方面で活躍されてきた同氏の経験や見識を、当社経営の監督及びチェック機能の一層の充実のため、活かしていただくことを期待したためであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

(注4) 社外取締役候補者の独立性について

- ① 下村満子氏は、過去に当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
- ② 下村満子氏は、過去に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
- ③ 下村満子氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ④ 下村満子氏は、過去に当社が合併等により他の株式会社が有する事業を継承または譲り受けた場合において、当該合併等の直前に相手方の株式会社の業務執行者であったことはありません。

(注5) 社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について

下村満子氏は、健康事業総合財団[東京顕微鏡院]理事長及び医療法人社団「こころとからだの元氣プラザ」理事長等を歴任するなど、経験、見識が豊富であり、当社の論理に捉われず、企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を行っていただけるものと判断しております。

(注6) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役と責任限定契約を締結しており、社外取締役は、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。下村満子氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 廣岡和繁、虎山邦子の2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	ひろ おか かず しげ 廣岡 和繁 (昭和28年3月26日生)	昭和54年7月 東急不動産(株)入社 昭和63年7月 (株)東急スポーツオアシス へ出向 平成10年4月 当社第1営業部長 平成11年6月 当社取締役第1営業本部長 平成16年6月 当社取締役常務執行役員 管理部門管掌役員補佐兼 総務本部長 平成17年6月 当社取締役専務執行役員 管理部門管掌兼人事総務 本部長 平成20年3月 当社取締役専務執行役員 管理部門管掌 平成20年6月 当社監査役(現任)	30,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	<small>とら やま くに こ</small> 虎山 邦子 (昭和45年4月11日生)	平成5年4月 三菱電機(株)入社 平成12年9月 スクワイヤ・サンダース・アンド・デンプシー 外国法事務弁護士事務所 (現：スクワイヤ・サン ダース外国法共同事業法 律事務所) アソシエイト 平成12年11月 アメリカ合衆国カリフォル ニア州弁護士登録 平成16年1月 ノバルティスファーマ(株) 入社 平成16年11月 ミルバンク・ツイード・ ハドリ&マックロイ外国 法事務弁護士事務所アソ シエイト 平成17年11月 スクワイヤ・サンダース 外国法共同事業法律事務 所アソシエイト 平成20年6月 当社監査役(現任) 平成22年2月 DIC(株)法務部(現任)	—

(注1) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 虎山邦子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

(注3) 社外監査役候補者の選任理由について

虎山邦子氏を社外監査役候補者とした理由は、カリフォルニア州弁護士として培った豊富な国際経験及び知識等を当社の経営監視体制の一層の充実のために活かし、客観的な立場で、当社の監査業務に貢献していただけると判断したためであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

(注4) 社外監査役候補者の独立性について

- ① 虎山邦子氏は、平成18年1月から平成19年12月までの間、当社の特定関係事業者であったD I C株式会社の業務を執行しておりました。
- ② 虎山邦子氏は、過去に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
- ③ 虎山邦子氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

(注5) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役と責任限定契約を締結しており、社外監査役は、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。虎山邦子氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
つちや しゅうじ 土屋 詔二 (昭和19年8月8日生)	平成12年7月 (株)シード取締役 平成14年3月 (株)アイティ・イニシアティブ取締役 平成21年6月 (株)エーエムテクノロジー取締役 平成22年4月 学校法人エヌ・アイ・エス学園理事(現任) 平成22年9月 (株)エスオーエスジャパン顧問(現任) 平成23年6月 (株)エーエムテクノロジー顧問(現任)	—

(注1) 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 土屋詔二氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

(注3) 補欠監査役候補者の選任理由について

土屋詔二氏を補欠監査役候補者とした理由は、企業経営における幅広い知識と豊富な経験を当社の監査業務に貢献いただけると判断したためであります。

(注4) 補欠監査役候補者の独立性について

- ① 土屋詔二氏は、過去に当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
- ② 土屋詔二氏は、過去に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
- ③ 土屋詔二氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

(注5) 補欠監査役との責任限定契約について

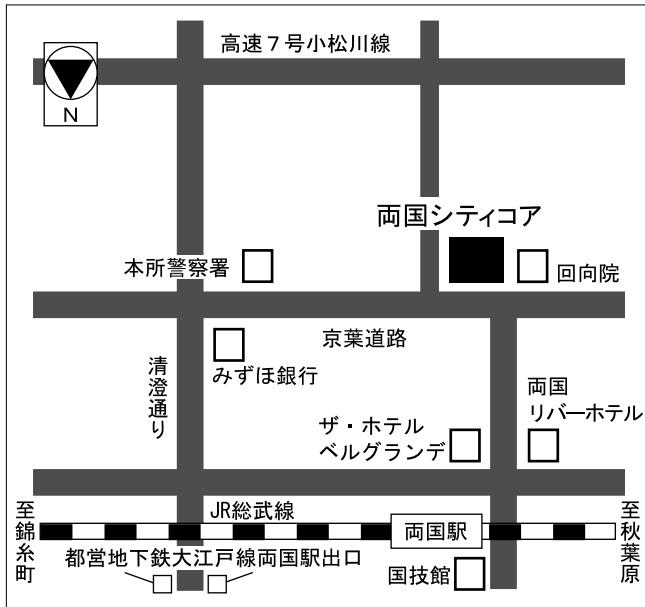
土屋詔二氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

メモ欄

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都墨田区両国二丁目10番14号
両国シティコア
当社 3階会議室
電話 03 (5600) 5411



交 通 J R 総武線 両国駅西口より徒歩約3分
都営地下鉄大江戸線 両国駅A4出口より徒歩約10分

お願い 駐車場のご用意はいたしておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますよう
お願い申し上げます。